

自立を可能にする「まちづくり」とは？

ノーマライゼーションが目標とすることは、障害者が当たり前で生きていける社会をつくることである。わが国の障害者施策は現在、自己決定権尊重と社会参加の促進ということを目指して地域移行を展開している。しかし、その理念・目標に反して自立生活の要素となる地域社会のインフラはまだ不十分である。具体的には社会生活を構成する最低限の指標である「衣食住」の部分においても、障害者はその不十分さを未だに克服できず、享受できない現状がある。障害者の自立を可能にする社会はいかにあるべきなのか。そこで「まちづくり」に焦点をあて、そのありようについて考えたい。

わが国は1955年以降の高度経済成長によって世界に類をみない、世界屈指の工業大国に発展している。

しかし、その発展とは裏腹に生活の基本構成要素である「住」を含めたまちづくりは、一貫性に乏しく、断片的な部分でしかまちづくりが進展していないといわれている。そしてその運用もちぐはぐである。

例えば、1995年に策定された「障害者プラン」では障害者の社会参加を阻む欠格条項の見直しが行われ、それに基づき2005年5月に公営住宅法施行第6条が改正されている。それにより、重度の身体障害者も“必要な介助を得ることが出来るなら”と条件付きで単身入居を認められるようになった。しかし、実際には各自治体において、決してうまく運用されているわけではなく、法改正前の発想で障害者を閉め出している現実がある。

また、民間のアパートやマンションの賃貸においても、家主や不動産屋の偏見に阻まれて借りにくい現状が存在する。いっぽう、こうした地域の負の事例を補てんする国の住居政策も不十分である。それは早川和男(1997)が指摘するように、日本のまちづくりが強者の論理で効率中心に行われ、生活者、弱者の視点を抜きにしているからだといえる。

ゆえに、わが国の「住」に対する福祉施策の未熟さはまちづくりの上にも影響を与えている。

今日までの都市政策

わが国の経済成長を優先とする国家政策はとりわけ、従来のまちづくり、都市環境政策においても連動している。その基になっているのが、1950年(昭和25)に制定された国土総合開発法である。この法律で「産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資する」と目標が明示され、これを具現する計画として「全国総合開発計画」(以下、全総)が存在する。その全総において福祉のまちづくりの展開も重点政策として位置づけがなされている。

しかし、政府が実際に展開した国土・都市・住宅政策は国土総合開発法に記された社会福祉、とりわけ福祉のまちづくりとはほど遠い内容となっている。

その背景には、産業構造の変化等によるわが国の経済優先政策を重視した国土形成があるからだといえる。特にそのなかで重点政策としたことは、1969年(昭和44)に改正された新全国総合計画で“全国どこも同じように発展すること”を目標にしたことである。具体的には新幹線や高速道路を建設し、全国的にその規

模を拡張することであった。それは、新幹線や高速道路ができれば、全国どこも便利な場所となり、生活環境が良くなるという発想である。しかし、実際には東京や大阪などの都市部を中心に集中して展開している。加えてまた、モーターゼーション時代の幕開けともいえる大量輸送をはじめとして、効率よく、効果的な都市計画、都市交通計画が積極的に推進されている。

こうした時代背景により、わが国のまちづくりのあり方もハード面を重視するものであり、一人ひとりの人間に焦点をあてるソフト面優先のまちづくりにはなっていない。

日常生活上での課題

目が見えない、耳が聞こえない、歩けないという身体上の障害によって日常生活の上でさまざまな困難に遭遇する。例えば、「外出すること」を例にとっても障害者にはいろんな支障がでてくる。一般の人にとって外出するという行為はごく日常なことであるが、障害が重ければ重いほど物理的にも精神的にもその負担は大きいといえる。町中の至る所にある段差や階段、あるいはバス、電車などの交通機関を利用するにも現状ではなかなか困難な状況がある。日常生活のなかで障害の有無や老若を問わず、自由に行動したいというのは人間として当たり前の欲求である。移動したいところに移動できるということが社会生活を営む上での基本である。しかし、障害者をはじめ移動面で何らかの障害、困難を抱える人たちが社会環境の物理的、心理的なバリア(障壁)によってうまく活用ができず、その社会的な生活が阻まれることは、現実にはまだまだ多く存在する。

身体的な障害があっても社会の一員として生活する権利は誰もが有する。日常生活を営む上で、買い物に行く、体調が悪ければ病院にも行く、また自らの生活の糧を得るためには仕事もする、また余暇を楽しむ生活も人生には不可欠なものである。その生活を送る上で社会に存在する各種公共施設の物理的バリアの除去は必須の要素であり、そのためにはバリアフリー化は急務である。

しかし、現実には障害者のその生活行動権を保障する社会環境はまだ不十分である。

加えてまた、一般の人たちの「障害」に対する捉え方の誤解や偏見がもとで、障害者と障害のない者との距離を遠ざけてしまうことが少なくない。例えば、障害者は一般的に「暗く、内向的な人」が多いとか、一般とは異なった「生活者」というように偏見的なイメージで特別視し、短絡的に物事の全てを結びつけている場合もあるのではないかと。障害のある者も、障害のない者も同様に、明るい性格の人がいれば、暗い性格の人もいる。それは十人十色である。また、障害はどうすることもできないものといった固定観念も存在する。しかし、補うもの、支えるものがあれば障害は軽減する。歩行困難な人は日常生活のなかで、松葉杖や車いすによって行動している。要するに歩行障害があっても、それを補う、支えるものがあるならば、社会の一員として自立生活を営むことは十分可能なことである。そのためには社会環境はいかにあるべきなのか。換言すれば、社会が障害をどのように見るのか、どのように捉えるのかは非常に重要なことであり、その考え方がいかによってはその支援のあり方、具体的展開も大きく異なってくる。